

消防団員募集

市学生消防団活動認証制度を制定

▼申し込み・問い合わせ先 交通防災課(合志庁舎)
☎(248)1112

市学生消防団活動認証制度

消防団に所属する大学生などが行なった、消防団活動の功績を公的に認証する認証状と証明書を交付します。就職活動を支援し、消防団員の加入促進や消防団活動の活性化につなげるための制度です。

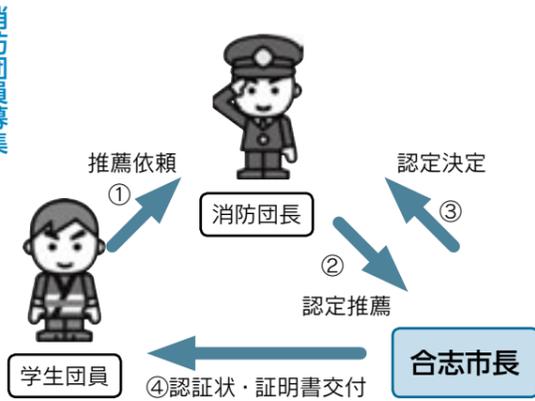
交付を受けた団員は、消防団として地域社会に貢献してきた実績を企業にアピールできます。

●対象

- 市消防団に所属し、一年以上継続的に活動した団員で、次のいずれかに当てはまる人
- 市内の大学、大学院または専門学校に通学する大学生など。または、これらの大学などを卒業して3年以内の人
- 市内在住の大学生など。または、大学などを卒業して3年以内の人



●推薦依頼から認証までの流れ



消防団員募集

消防団は、火災などの災害から地域住民を守る活動の他、地域活動にも積極的に参加しています。18歳以上で、本市在住または本市に通勤・通学する人で、体が丈夫な人であれば誰でも入団できます。申込方法など、詳しくはお尋ねください。

平成29年度の

国民健康保険税を改正しました

▼問い合わせ先 税務課 市税班(合志庁舎)
☎(248)1114

税制改正により、平成29年度から国民健康保険税の軽減対象者が拡大されました。納税通知書を6月中旬に送付しますのでご確認ください。



●保険税の軽減対象

均等割と平等割の5割・2割軽減の判定額が変わり、保険税の軽減を受けられる人が増えました。下表中、～部分が改正点です。

軽減の区分	軽減判定の所得
7割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円以下(改正なし)
5割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者*数)以下
2割軽減	加入世帯の所得の合計額が33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者*数)以下

*特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行され国保の資格を喪失した人で、国保資格喪失後も継続して同じ世帯に属する人(国保喪失日に国保世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主、擬制世帯主であることが要件)のことです。

退職(失業)による

国民年金保険料の特例免除制度

▼問い合わせ先 健康づくり推進課 国民年金班(西合志庁舎)
☎(242)1183
熊本西年金事務所 ☎(355)3261

厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることとなります。一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって退職(失業)した年の翌々年の6月までの期間について、特例免除制度を利用できます。(自己都合退職も含まれます)

この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査されます。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に当てはまれば、同時に免除申請をすることで免除が認められます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

●手続きに必要なもの
①年金手帳など基礎年金番号が分かるもの
②認め印(本人が署名する場合は不要)

③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

●保険料の免除・猶予期間がある人へ「追納」をおすすめします
国民年金保険料の免除(全額・一部)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。(追納)

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。追納のお申し込みは、熊本西年金事務所までお願いします。

環境通信



▼問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)1202

食中毒に注意しましょう

運動会やハイキングなど、弁当を作る機会が増える季節になりました。気温が高くなると食中毒が起りやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心掛けましょう。特に生肉には食中毒菌が付きやすいため注意が必要です。

家庭でできる食中毒予防のポイント

- 肉、魚、野菜などの生鮮食品は新鮮な物を選び、消費期限などを確認して購入する。
- 肉や魚はビニール袋や容器に入れ、肉汁などが冷蔵庫内の他の食品にかからないようにする。



- 肉や魚を取り扱う前後は、必ず手の指先まで洗う。
- ※せっけんで洗った後、流水で十分に洗い流すことが大切です。簡単なことですが、細菌汚染を防ぐ良い方法です。
- 生の肉や魚を切った後は、包丁やまな板をよく洗う。
- 加熱して調理する食品は十分に熱を加える。
- 食品は室温に長く放置しない。
- ※0157は室温でも15〜20分で2倍に増えます。



燃やすごみの量を減らしましょう

平成28年度4月〜2月までの1人1日当たりの燃やすごみの量は、昨年度同時期の462gから1g減りました。市が目標とする405gに向けて、ごみ減量にご協力をお願いします。



廃食用油は拠点回収へ

天ぷら油など、使用済みの食用油(廃食用油)を新聞紙にしみ込ませて燃やすごみに出していませんか。廃食用油は冷まして元のプラスチック容器やペットボトルに移し替え、拠点回収所に出しましょう。下水道や浄化槽には流せません。

●拠点回収所

西合志庁舎、須屋浄化センター、野々島公民館、ふれあい館、塩浸川浄化センター、ヴァイブル、泉ヶ丘市民センター、みどり館